

下関市ボートレース企業局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市ボートレース企業局が発注する建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の委託（以下「調査設計等業務委託」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定による最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の対象は、調査設計等業務委託のうち、ボートレース契約課が競争入札を執行するもの及びボートレース契約課長が別に指定するものとする。

(周知)

第3条 最低制限価格を適用する旨を、規則第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする

- (1) 別表1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格基準額の欄に定める額とする。ただし、その価格が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は、別表2上限額の欄に定める額とし、別表2下限額の欄に定める額に満たない場合は、別表2下限額の欄に定める額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、設計金額の全てを見積により算出したものについては、申込入札価格（設計金額を超えるものを除く。）の下位5者（入札参加者が5者未満場合は全者）の相加平均値（千

円未満切捨て)に0.85を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年5月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

別表 1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	<ul style="list-style-type: none">・ 直接測量費の額・ 測量調査費の額・ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）
土木関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・ 直接人件費の額・ 直接経費の額・ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額・ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none">・ 直接調査費の額・ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額・ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額・ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）
建築関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・ 直接人件費の額・ 特別経費の額・ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額・ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none">・ 直接人件費の額・ 直接経費の額・ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額・ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）

別表 2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得 た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得 た額（千円未満切捨て）
土木関係の建 設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得 た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得 た額（千円未満切捨て）
地質調査業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.5を乗じ て得た額（千円未満切 捨て）	設計金額（税抜き）に 3分の2を乗じて得た 額（千円未満切捨て）
建築関係の建 設コンサルタント	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得 た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得 た額（千円未満切捨て）
補償関係コン サルタント業 務	設計金額（税抜き）に 10分の8を乗じて得 た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて得 た額（千円未満切捨て）